

職場で感染者が発生した場合には

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の流れについて示したものです。実際の対応は、管轄の保健所の指示に従ってください。

受診先の確認などは、次ページ相談窓口の「**受診・相談センター**」、「**県民サポートセンター**」でもご相談いただけます。

1 感染の疑いがある方の発生

- ・従業員に感染の疑いの症状がある場合は、**自宅待機**（事業所で症状が出た場合は早退）としてください。
- ・かかりつけ医または、「埼玉県指定診療・検査医療機関」（埼玉県ホームページから検索）に事前に連絡をしてから受診してください。

<感染の疑いがある症状>

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患のある方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談）

2 感染者の発生・保健所調査への協力

- ・感染が判明した場合は、従業員に周知し、感染予防を徹底してください。
- ・**発症日の2日前から**入院・自宅等での療養開始までの感染者の行動に基づき、濃厚接触者等のリストアップを行います。
- ・保健所が調査し濃厚接触者を決定するため、勤務状況等の報告に協力してください。

<濃厚接触者とは>（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）感染者の発症2日前から入院・自宅等での療養開始までの期間に、長時間の接触や、手で触れることのできる距離（目安1m）で必要な感染予防策なく15分以上の接触があった方など

3 濃厚接触者の自宅待機

- ・濃厚接触者と見込まれる方については、**速やかに自宅待機**としてください。
- ・必要に応じPCR検査や、感染者との最終接触から**14日間**の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従ってください。
- ・濃厚接触者に発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）があった場合等、適宜、報告を求めてください。

4 事業所の消毒

参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・保健所の指示により、**事業所の消毒**を行います。
- ・緊急を要する場合には、感染者が勤務した場所のうち頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70～95%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%））で拭き取り等を行ってください。

5 業務再開

- ・消毒後の事業所使用について、保健所に相談しながら準備してください。
- ・感染者、濃厚接触者については、保健所の指示を受け、体調を確認しながら復帰させてください。なお、感染者に**陰性証明等を求めてはいけません。**

職場における感染症対策

1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言や業界のガイドラインを活用し、感染症対策の徹底をお願いします。

* 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>

* 業種別ガイドライン


<https://corona.go.jp/>

彩の国「新しい生活様式」安心宣言
～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

| | |
|---|---|
| 1 三密を徹底的に回避します ・密接の回避 ・一密の発生した人の回避 （密で対応しないいただきます） ・密接や密着、密閉空間での密着禁止 ・社会生活の制限 | 4 安心に向けた工夫をします ・事前予約の最大限の活用 ・換気設備の活用 |
| 2 感染防止の対策を行います ・換気設備の稼働による換気の確保 ・手洗い・手指の消毒の徹底 ・手の届く範囲の消毒 ・マスクの着用 ・利用する施設などの無沙汰 ・異水・経路のついたごみは ビニール袋に入れて燃却 | 5 行いません、行わずに ・定額空間での集い・運動や入浴 |
| 3 安全のための設備にします ・入口等に検温設備、体温計の設置 ・付帯業務の確保 ・密接の発生を防止する設備 ・共通の消毒 ・ハンドドライヤーの活用禁止 | 6 極力制限します ・一室に休憩する人数の制限 ・対応の発生や症状の制限 |
| | 7 重症化リスクに配慮します ・高齢者や持病のある方への配慮 （高齢者や持病のある方への配慮） |
| | 8 新しい働き方に向け努力 します ・在宅勤務やオンライン会議 ・ローテーション制、在宅勤務 |

宣言日：令和 年 月 日

名称： _____



2 テレワークや時差出勤をさらに推進しましょう。

* 埼玉県テレワークポータルサイト

<http://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

3 埼玉県及び国の接触確認アプリを導入しましょう。

安心の提供と感染拡大の防止のため「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」や国の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を導入しましょう。

* 埼玉県LINEコロナお知らせシステム

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_corona-oshirase_top.html

* 新型コロナウイルス接触確認アプリ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



埼玉県LINEコロナお知らせシステム



新型コロナウイルス接触確認アプリ

4 従業員の健康管理を行いましょう。

健康観察アプリ等を活用して従業員の健康管理をし、感染拡大を防止しましょう。

* 職場における積極的な検査等の実施手順について <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

* 感染拡大を防ぐ健康観察アプリ <https://corona.go.jp/health/>

新型コロナウイルス感染症に関連した相談窓口

1 受診先の確認・受診を迷う場合などの相談（* 受付時間外は下記サポートセンターへ）

「埼玉県受診・相談センター」 【048-762-8026】

受付時間：9時00分～17時30分（土曜日、日曜日、祝日を含む）

（聴覚障がいの方向け FAX番号 【048-816-5801】）

2 受診先の確認・一般的な相談

「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」 【0570-783-770】

受付時間：24時間年中無休

* 埼玉県指定診療・検査医療機関

検索システム <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム